宝塚市自動録音電話機等購入補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高齢者に対する特殊詐欺(被害者に電話をかけるなどして対面することなく信頼させ、指定した預貯金口座への振込みその他の方法により、不特定多数の者から現金等をだまし取る犯罪の総称をいう。)の被害を未然に防止するとともに、被害防止意識の普及啓発を目的として、着信前自動警告メッセージ機能及び通話内容自動録音機能を有する固定電話機又は固定電話機に設置する外付け録音機(以下「自動録音電話機等」という。)の購入費用の一部を予算の範囲内で市が補助することに関し、補助金等の取扱いに関する規則(平成元年規則第19号)及び宝塚市補助金交付基準(平成19年6月25日施行)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

- 第2条 補助金の交付対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、第6条第1項の規 定による書類の提出日現在において、次に掲げる要件を全て満たす者とする。
 - (1) 本人が65歳以上の者若しくは令和7年3月31日までに65歳となる者(以下「65歳以上の者等」という。)であること又はこれらの者と同一世帯に属する者であること。
 - (2) 本人又は同一世帯に属する者が、本市に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に記載されている者であること。
 - (3) 本人又は同一世帯に属する者が、本市又は兵庫県警察から自動録音電話機等の購入費用の補助又は貸与若しくは配布を受けていないこと。
 - (4) 本人又は同一世帯に属する者に市税の滞納がないこと。
 - (5) 本人又は同一世帯に属する者が、宝塚市暴力団の排除の推進に関する条例(平成 24年条例第6号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者でないこと。
- 2 前項に定めるもののほか、市長が補助金を交付することに特別な事情があると認めた 場合は、補助対象者とする。

(補助対象機器)

- 第3条 補助金の交付対象となる機器(以下「補助対象機器」という。)は、次の各号のいずれかに該当する物(令和5年12月13日以降に購入し、補助対象者のの居住地で使用するものに限る。)とする。
 - (1) 公益財団法人全国防犯協会連合会が推奨する優良防犯電話機推奨品目録に記載された固定電話機又は固定電話機に設置する外付け録音機
 - (2) 前号の優良防犯電話機推奨品目録に記載のない機器であって、市長が同等の機能 を有すると認める機器

(補助対象経費)

- 第4条 補助金の交付対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象機器 の購入(オークション、フリーマーケットその他の手段による個人売買での購入を除 く。)に要する費用とする。ただし、次の各号に該当する経費については、交付の対象と しない。
 - (1) 修理、点検等に係る経費
 - (2) 消耗品の交換等に係る経費
 - (3) 電力の受給その他機器の機能を維持するための経費
 - (4) 機器の設置に係る経費
 - (5) 機器の配送に係る経費
 - (6) 65歳以上の者等が2人以上居住する世帯における複数台の機器の購入経費
 - (7) 機器購入のために利用したポイント等の経費

(補助金額)

- 第5条 補助金の額は、次のとおりとする。
 - (1) 補助対象機器が固定電話機の場合10,000円とする。ただし、補助対象経費が10,000円に満たないときは、補助対象軽費と同額とする(100円未満切捨て)。
 - (2) 補助対象機器が外付け録音機の場合 5,000円とする。ただし、補助対象経費が 5,000円に満たないときは、補助対象軽費と同額とする(100円未満切捨て)。

(交付申請)

- 第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、宝塚市自動録音電話機等購入補助金交付申請書兼実績報告書兼請求書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して、令和7年1月末日までに市長に提出しなければならない。ただし、第4号に掲げる書類については、申請者の同意に基づき、住民基本台帳を閲覧することにより確認することができるときは、添付を省略することができる。
 - (1) 補助対象機器を購入した日並びに購入金額及び販売者がわかる領収書、レシート等の写し
 - (2) 購入した補助対象機器のメーカー名、型番、品名、防犯機能等が確認できる取扱説明書、カタログ等の写し
 - (3) 補助金の振込先口座及び口座名義人が確認できる通帳、キャッシュカード等の写し
 - (4) 申請者(申請者が65歳未満の者であるときは、その者及びその者と同一の世帯 に属する65歳以上の者)の住民票の写し

2 申請者は、前項の規定による申請の際、住所、氏名、年齢等が確認できる顔写真付き公 的本人確認書類等の本人確認資料で市長が適当と認めるものを提出し、又は提示しなけ ればならない。

(交付決定)

- 第7条 市長は、前条第1項の規定による書類の提出があったときは、その内容を審査の上、補助金の交付の可否を決定するとともに、補助金額を確定し、宝塚市自動録音電話機等購入補助金(不)交付決定通知書兼補助金額確定通知書(様式第2号)により申請者へ通知する。
- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定する場合において、補助金の交付の目 的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付することができる。
- 3 市長は、第1項の規定により補助金の交付の決定をしたときは、補助金の交付決定を 受けた者(以下「交付決定者」という。)が指定する金融機関の預金口座に振り込む方法 により補助金を交付する。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

- 第8条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の 交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。
 - (1) 詐欺その他不正の行為により補助金の交付を受けたとき。
 - (2) 交付決定者及びその者と同一の世帯に属する者が第2条第1項各号に反することが判明したとき。
 - (3) この要綱又は交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。
- 2 市長は、前項の規定により交付決定の全部又は一部を取り消したときは、その旨を交付決定者に通知するものとする。
- 3 市長は、第1項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該補助金が既に交付されているときは、期限を定めてその返還を求めなければならない。

(財産処分の制限)

第9条 交付決定者は、購入した補助対象機器について、補助金の交付の日から起算して 6年を経過するまでの間、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し 付け、又は担保に供してはならない。ただし、市長がやむを得ないと認めたものについ ては、この限りではない。

(調査への協力)

第10条 交付決定者は、市長が補助対象機器の使用状況等について調査を行う場合はこれに協力するものとする。

(補足)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱に基づきなされた交付申請に係る補助金に関しては、この要綱の規定は、同日以後も、なおその効力を有する。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和6年4月30日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年5月17日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現にあるこの要綱による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することが できる。